

表彰規定

校長は、学則の規定により、次の通り表彰する。

(1) 学校賞

学業成績が優秀で、かつ、品行方正、他の模範である者。

(2) 皆勤賞

- ① 3年間にわたり皆勤の者。
- ② 1年間にわたり皆勤の者。(3年を除く)

(3) 努力賞

在学中3年間にわたり学業成績、出席状況、奉仕活動、課外活動、学級活動、その他継続して努力しその成果をあげた者。

- ① 学業成績や日常の行為が学校賞には該当しなかったが、それに近い成果をあげた者。
- ② 出席状況が欠席2日以内、遅刻(早退)3回以内の者。
- ③ 奉仕活動などで顕著な活動のあった者。
- ④ 学生としての日常の学校生活全般が、他の模範である者。
- ⑤ 実習をはじめとする校外の活動で、学校の名誉を高める行為のあった者。
- ⑥ その他、学校長が努力賞に該当すると認定した者。

(4) 特別賞

その活動が特に表彰に値すると校長が認めた時は、その活動を表彰する。

(5) その他

規定のうち(2)の②については修了式で表彰、特別賞は随時表彰し、その他は、すべて卒業式で表彰する。